

山ノ内町森林経営管理制度実施方針

令和4年12月9日

1 趣旨

山ノ内町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」）は、町に存する森林について、森林整備が円滑に行われるよう町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現状と課題

- ・山ノ内町の森林は23,430haで、うち民有林は17,849haとなっている。
- ・民有林のうち人工林は3,552haとなっている。
- ・山ノ内町内では、森林所有者と森林組合の契約に基づき、57の林班において森林経営計画がされ、令和元年度時点の有効面積の累計が2,565haとなっている。
- ・山ノ内町内では、森林組合による木材搬出の他、民間事業者による木材搬出やキノコ栽培向けのオガ材の生産に加え、また、新たに民間林業企業が起業し木材搬出も予定されるなど林業の活性化が見込まれている。
- ・山ノ内町では木材の利活用を中心とした搬出間伐等の施業を行う森林経営計画の策定を通じて山林の境界明確化事業をこれまで進めてきた。しかし、境界不明確な山林が多数あり、地形や地理条件が良くても、森林経営計画が未策定となっている。
また、防災・減災・ライフライン整備といった環境や住民の生活に重点を置いた環境林整備事業も必要とされ、それに伴う境界明確化も重要とされる。
- ・山ノ内町防災マップ（土砂災害）によれば、里山や川や沢など身近な場所で土砂災害警戒区域が存在している。
- ・町内全域において野生鳥獣の出没や野生鳥獣による農作物被害が多数発生している。
- ・山ノ内町では、これらを取り囲む森林の管理が、住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

- ・山ノ内町では、これまで山林の境界を明確化するための事業を行ってきた。今後この境界明確化の事業を行う。この事業に併せて森林所有者意向調査を行う。
- ・山ノ内町では、森林経営計画の策定を通じた森林所有者による施業を促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、様々な制度の適切な運用を通じて森林整備を進めてゆく。
- ・整備が必要な私有林人工林について、森林所有者や地域住民等から意見を聞きつつ、経営計画策定森林に近接する区域については森林組合等の林業事業者による集約的な森林施業を促すとともに、居住区域に近接する里山等についてはこれまでの制度の他、町による主体的整備の双方による経営管理方法を検討する。

3 森林所有者意向調査について

- ・山林の境界明確化事業と併せて森林所有者意向調査を行う。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・森林所有者と森林組合等の林業事業体との契約を促し、林業経営に適すると判断される場合には、森林経営計画の策定を進める。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査）は、境界明確化事業の実施する経費に含めることとし、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施とする。
- ・森林環境譲与税は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進のため「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（山ノ内町）」に基づき使用される。